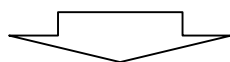


■ 第 2 回 法定協議会（9/26）での確認事項

● 議案第 1 号

飛島コミュニティバスの廃止及び飛島公共交通バス（蟹江線）の増便対応等について

発言者	内容
蟹江町	・ 蟹江町にとっては、コミュニティバスが廃止しても蟹江線が増便されるため、逆に利便性が上がると認識しています。特に問題はありません。
愛知県	・ 愛知県としては、乗合路線の廃止・退出については、原則廃止 6 カ月まえに愛知県バス対策協議会で協議することとしているが、バス対策協議会の設置要綱で分科会を設置できることとしており、この法定協議会が分科会にあたる。また、休止や廃止について、分科会で協議できることとしており、この法定協議会で議論できれば、バス対策協議会を通さなくてもよい。 ・ この法定協議会で議論できれば問題がない。また、先ほど、関係する蟹江町からも意見をもらっており、路線が無くなって困る住民がいるかどうか、そのために、蟹江線を増便させ、駐輪場を整備することで問題がないと理解します。
中部運輸局	（国土交通省のフィーダー路線として補助金を受けている。前回会議の 6 月には、生活交通ネットワーク計画を定め、補助金の申請を協議した。これを取り下げるについて確認したい） ・ 補助金の期間は 10 月から 9 月の 1 年間となっており、1 年間運行しないと補助要件を満たさないことになります。そのため、コミュニティバスを廃止すると 1 年間の運行期間を満たさないことになるため、本日の法定協議会で廃止が確認できれば、補助金の取り下げを申し出てもらいたい。 ・ 法定協議会での協議が整えば、廃止の 1 か月前に愛知運輸支局に申請すれば問題ありません。



コミュニティバスの廃止、廃止に係る影響の回避のための蟹江線の増便、利用環境改善のための駐輪場の整備、来年度以降も徐々に確保整備すること、広報活動を実施すること、補助金の申請の取り下げについて、事務局からの提案について承認された。